

スポーツ及び芸術文化活動合宿誘致事業補助制度について

奥州市では、奥州市内でスポーツ又は芸術文化活動合宿を実施する団体（合宿団体）に対し合宿に要する経費（交通費、宿泊費及び施設使用料）の一部を補助します。

対象となる団体

補助の対象となる合宿団体は、以下のとおりです。

- ①奥州市外の大学、高専、専門学校、高校、中学校、小学校又は地域において設置（指導者がいること）し、スポーツ又は芸術文化活動を行う部等の団体
- ②奥州市外の企業が設置するスポーツ又は芸術文化活動を行う団体
- ③複数の①や②で組織する部（合宿を合同で開催するために組織する場合を含む。）等
- ④その他、奥州市のスポーツ又は芸術文化の振興に資すると市長が適当と認める奥州市外の団体

補助対象事業

補助の対象となる合宿は、次のいずれにも該当するものです。

- ①奥州市内の体育施設又は文化施設で行う合宿であること。
- ②奥州市内の宿泊施設に宿泊すること。
- ③合宿の目的が大会や会議等への参加でないこと。
- ④宗教的、政治的又は営利的な目的でないこと。
- ⑤奥州市から、同一年度内において本制度の補助又はその他補助を受けたことがないこと。
- ⑥合宿の期間中に、奥州市民を対象として、次のいずれかを実施すること。
 - ア 練習の公開
 - イ スポーツ又は芸術文化活動を通じた交流活動
 - ウ その他奥州市のスポーツ又は芸術文化の振興を促進すると市長が適当と認める活動

補助金の額

補助金の額は、次に掲げる区分に応じて算定した額を合算した額です。（上限は 40 万円）

①交通費

合宿の参加者数×合宿団体の拠点から奥州市内宿泊施設までの距離に応じた単価（1,000 円～5,000 円）又は実費（宿泊施設から市内利用施設までの交通費を含む）の合計額を比べて、いずれか少ない額

②宿泊費

延べ宿泊者数×5,000 円又は実費の合計額を比べて、いずれか少ない額

③施設使用料

奥州市内の体育施設又は文化施設の使用料の 2 分の 1 に相当する額

奥州市 協働まちづくり部 生涯学習スポーツ課

岩手県奥州市江刺大通り 1 番 8 号 TEL 0197-34-2497 FAX 0197-35-7466